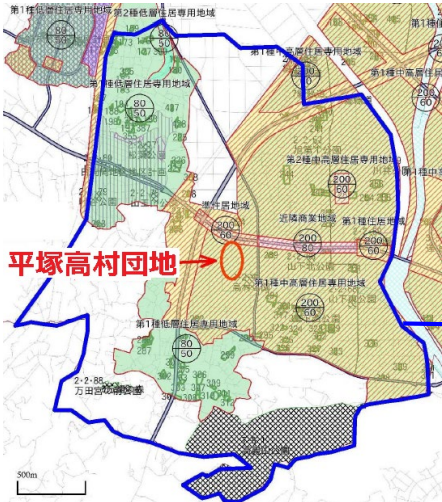


神奈川県平塚市「平塚市平塚高村団地地域住宅団地再生事業計画」の概要

「平塚高村団地及びその周辺地域における地域医療福祉拠点整備モデル地区事業」



平塚高村団地

URによる多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちを目指す「地域医療福祉拠点化」の機会を捉え、2016年に市とURはまちづくりの推進に係る連携協力に関する協定を締結。2020年度、平塚高村団地の一部を除却し、その余剰地を活用して民間事業者との連携による地域医療福祉拠点の整備を進める。

地域住宅団地再生区域：旭地区（約646.5ha）

<地域再生協議会構成員>

- ・地域の代表（各地区町内福祉村会長、各自治会連合会会長及び代表）
- ・事業実施予定者（UR、社会福祉法人、医療福祉法人）
- ・神奈川県
- ・平塚市

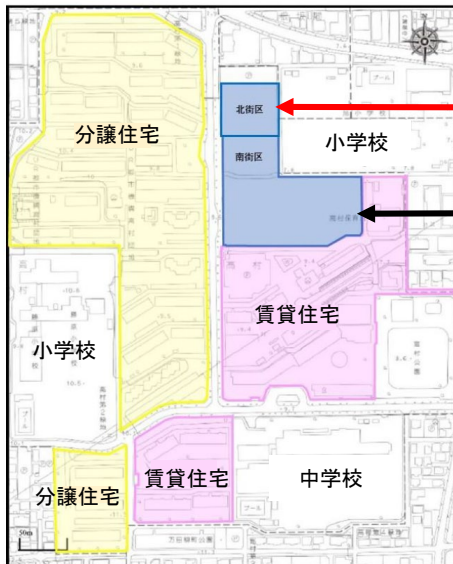


平塚高村団地



センター街区付近のイベント

中心となる事業実施区域



旭地区（平塚高村団地のみ抜粋）

<北街区>

- ・面積：3,089.8㎡
- ・第1種中高層住居専用地域
- ・複合用途の建築物を整備(店舗等及び多世代交流スペース)

7棟を除却した
余剰地を活用

<南街区>

- ・面積：12,494.04㎡
- ・第1種中高層住居専用地域
- ・福祉施設の整備
(地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)
- ・医療施設の整備
(外来診療(内科)、慢性期病棟、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等)

個別の事業・取組内容

- ①福祉施設の整備
- ②医療施設の整備
- ③商業・生活便利・サービス施設等の整備
- ④住民主体地域内移送推進事業
- ⑤各地区内福祉村の実施

住宅団地再生建築物整備事業

第一種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域等において住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業。

● 当該事業の内容

※一部抜粋

北街区において、第一種中高層住居専用地域では店舗等の床面積の合計が最大500㎡となるため開発規模が不十分であることから、必要な建築物の整備にあたり用途制限の緩和を行う。

● 当該事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針

住宅団地の再生を図るために、若者・子育て世代のニーズに応じた**多世代交流施設**、生活利便性を向上するための**商業・生活便利・サービス施設**を整備することが求められ、**1,500㎡程度の低層の複合用途の建築物**の整備を促進する。また、整備にあたっては周辺の市街地環境に対して十分な配慮を行う。

これらの事項に関し国土交通大臣の同意を得て本事業計画を公表

特定行政庁は、本事業計画に定められた基本的方針に適合すると認める場合、許可できる。※公開意見聴取、建築審査会の同意は別途必要